

各教育事務所長 様

教育振興部児童生徒安全課長

自転車の安全利用促進に向けた取組の強化について（依頼）

このことについて、令和4年8月24日付け交総発第240号にて、千葉県警察本部交通部交通総務課長より、別添のとおり依頼がありました。

については、貴域内市町村教育委員会に対して、以下の内容を周知するとともに、各学校における交通安全教育の際に別紙参考資料を活用し、自転車の安全利用促進に向けた取組が強化されるよう御指導願います。

記

- 児童生徒の交通事故負傷者に占める自転車乗車中の割合は、小学校低学年は約3割程度で、学年が上がるにつれて割合が増加し、高校生においては約7割を占めている。
- 「道路交通法の一部を改正する法律」（令和4年4月交付）により、自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務が課せられているが、ヘルメット着用率は5年前と比較してほぼ横ばい状態であり、特に高校生に着用が浸透していない。
- 電動キックボード等の一定の要件を満たす原動機付き自転車を特定小型原動機付き自転車と位置づけ、自転車と同様の交通ルールを定めることとされ、高校生等16歳以上の者が運転免許を有さずに運転が可能となることから、高校生等に対し、基本的な交通ルールや電動キックボード等に関する正しい知識の周知がこれまで以上に重要となる。

【参考資料】

- 1 児童・生徒の自転車乗用中死傷者統計資料
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（概要・抜粋）
- 3 自転車ヘルメット着用促進チラシ

【担 当】

教育振興部児童生徒安全課安全班  
指導主事 田中 福太郎  
TEL 043-223-4091

各 県 立 学 校 長 様

教 育 振 興 部 児 童 生 徒 安 全 課 長

自 転 車 の 安 全 利 用 促 進 に 向 け た 取 組 の 強 化 に つ い て ( 依 頼 )

こ の こ と に つ い て 、 令 和 4 年 8 月 2 4 日 付 け 交 総 発 第 2 4 0 号 に て 、 千 葉 県 警 察 本 部 交 通 部 交 通 総 務 課 長 よ り 、 別 添 の と お り 依 頼 が あ り ま し た 。

つ い て は 、 貴 校 教 職 員 及 び 児 童 生 徒 等 に 対 し て 、 以 下 の 内 容 を 周 知 す る と と も に 、 各 学 校 に お け る 交 通 安 全 教 育 の 際 に 別 紙 参 考 資 料 を 活 用 し 、 自 転 車 の 安 全 利 用 促 進 に 向 け た 取 組 が 強 化 さ れ る よ う 御 配 意 願 い ま す 。

記

○ 児 童 生 徒 の 交 通 事 故 負 傷 者 に 占 め る 自 転 車 乗 車 中 の 割 合 は 、 小 学 校 低 学 年 は 約 3 割 程 度 で 、 学 年 が 上 が る に つ れ て 割 合 が 増 加 し 、 高 校 生 に お い て は 約 7 割 を 占 め て い る 。

○ 「 道 路 交 通 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 」 ( 令 和 4 年 4 月 交 付 ) に よ り 、 自 転 車 乗 車 時 の ヘルメット着用 の 努 力 義 務 が 課 せ ら れ て い る が 、 ヘルメット 着 用 率 は 5 年 前 と 比 較 し て ほ ぼ 横 ば い 状 態 で あ り 、 特 に 高 校 生 に 着 用 が 浸 透 し て い な い 。

○ 電 動 キ ッ ク ボ ー ド 等 の 一 定 の 要 件 を 満 た す 原 動 機 付 き 自 転 車 を 特 定 小 型 原 動 機 付 き 自 転 車 と 位 置 づ け 、 自 転 車 と 同 様 の 交 通 ル ー ル を 定 め る こ と と さ れ 、 高 校 生 等 1 6 歳 以 上 の 者 が 運 転 免 許 を 有 さ ず に 運 転 が 可 能 と な る こ と か ら 、 高 校 生 等 に 対 し 、 基 本 的 な 交 通 ル ー ル や 電 動 キ ッ ク ボ ー ド 等 に 関 す る 正 し い 知 識 の 周 知 が こ れ ま で 以 上 に 重 要 と な る 。

【 参 考 資 料 】

- 1 児 童 ・ 生 徒 の 自 転 車 乗 用 中 死 傷 者 統 計 資 料
- 2 道 路 交 通 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 概 要 ・ 抜 粋 )
- 3 自 転 車 ヘルメット着用促進チラシ

【 担 当 】

教 育 振 興 部 児 童 生 徒 安 全 課 安 全 班  
指 導 主 事 田 中 福 太 郎  
TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 9 1



交総発第240号  
令和4年8月24日

千葉県教育庁教育振興部  
児童生徒安全課長 様

千葉県警察本部  
交通部交通総務課長

自転車の安全利用促進に向けた取組の強化について  
時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職には平素より交通安全活動を始め、警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

県警では、各警察署が「自転車指導啓発重点地区・路線」を選定し、自転車通行環境の整備、自転車の交通指導取締り及び自転車の交通ルールの広報啓発を推進しておりますが、未だ自転車の安全ルールの周知及び、遵法意識の浸透は充分ではなく、児童・生徒の交通事故負傷者に占める自転車乗用中の割合を見ますと、小学校低学年は約3割程度のところ、学年が上がるにつれて割合が増加し、高校生においては約7割を占めるなど、児童・生徒の交通事故防止には自転車安全教育が重要な課題となっております。

また、本年4月に交付された「道路交通法の一部を改正する法律」（令和4年法律第32号）により、自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務が課せられることになりましたが、ヘルメットの着用率は5年前と比較してほぼ横ばい状態であり、特に高校生については着用が浸透していない状況です。

加えて、電動キックボード等の一定の要件を満たす原動機付き自転車を特定小型原動機付き自転車と位置づけ、自転車と同様の交通ルールを定めることとされ、高校生等16歳以上の者が運転免許を有さずに運転が可能となることから、高校生等に対し、基本的な交通ルールや電動キックボード等に関する正しい知識の周知がこれまで以上に重要となります。つきましては、改めて各学校における交通安全教育の際に御指導いただきませう特段の御配慮をお願い申し上げます。

【参考資料】

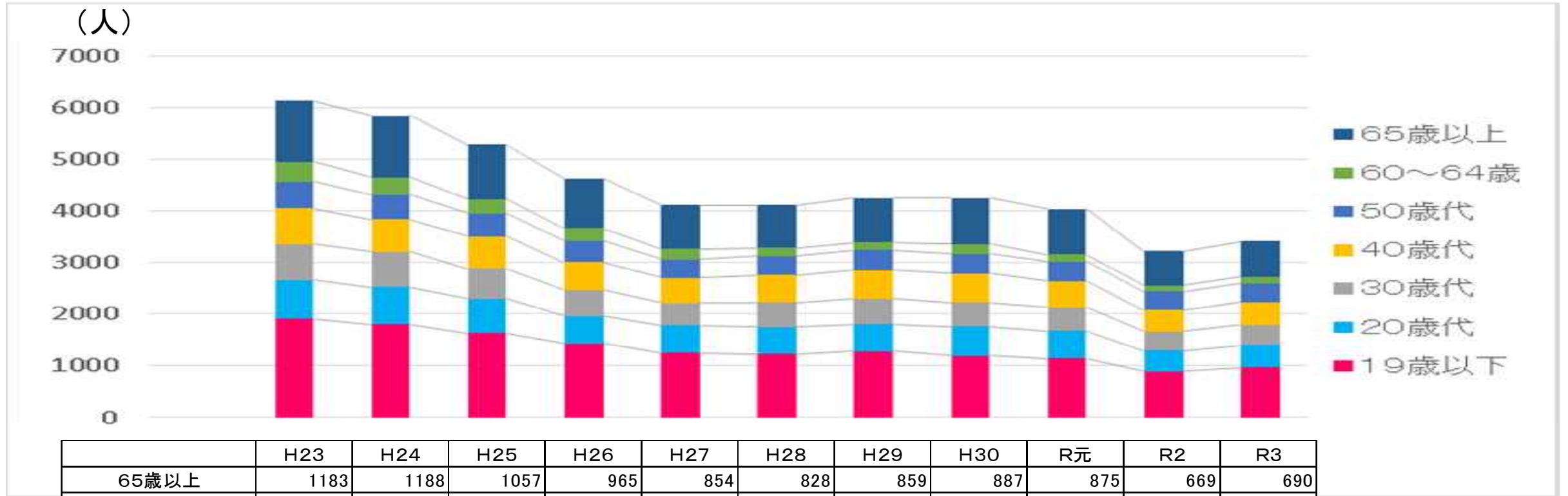
- 1 児童・生徒の自転車乗用中死傷者統計資料
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（概要・抜粋）
- 3 自転車ヘルメット着用促進チラシ



本件担当

千葉県警察本部交通部交通総務課安全教育第2係  
043-201-0110（内線：5055）

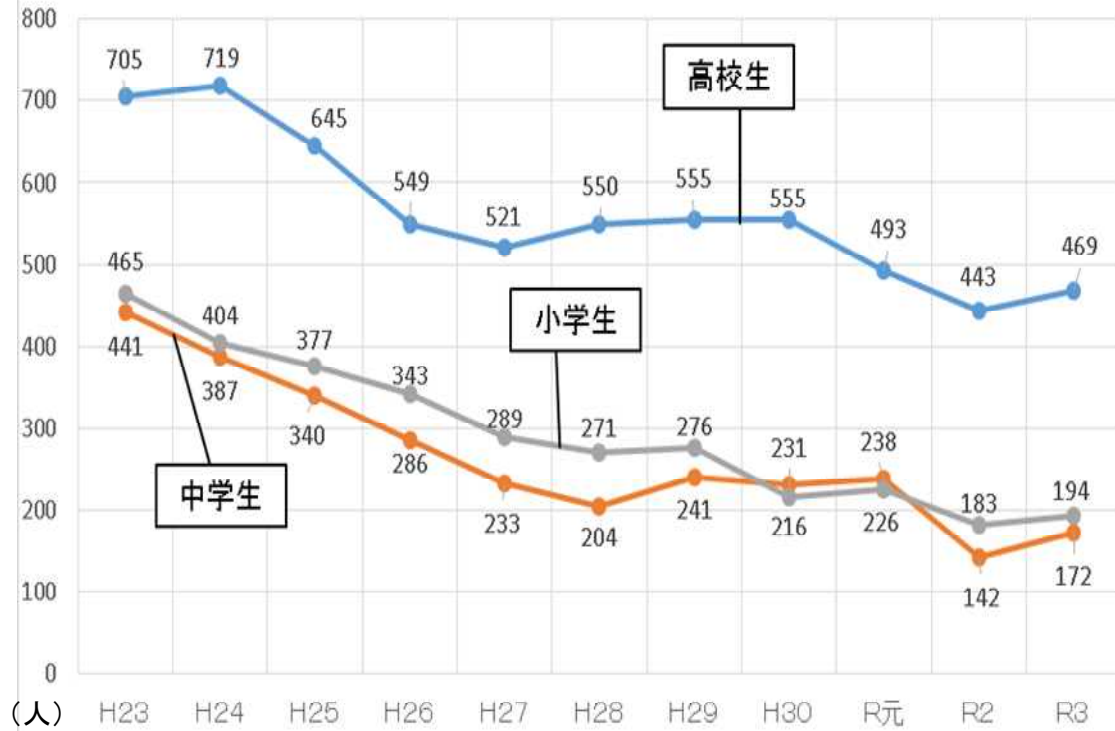
# 1 年齢別自転車乗用中死傷者の推移（平成23年～令和3年）



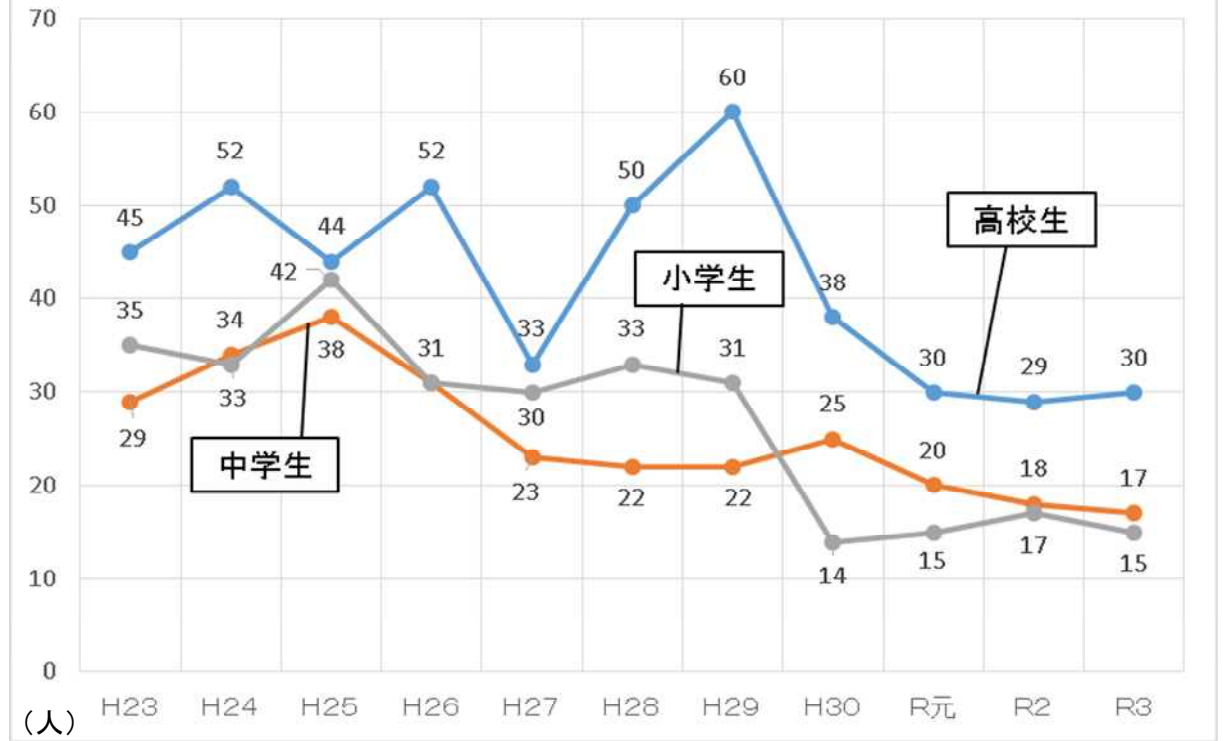
※自転車乗用中死傷者の約3割は19歳以下が占めています。

## 2 児童・生徒の自転車乗用中死傷者の推移（平成23年～令和3年）

### 児童・生徒の自転車乗用中死傷者数の推移

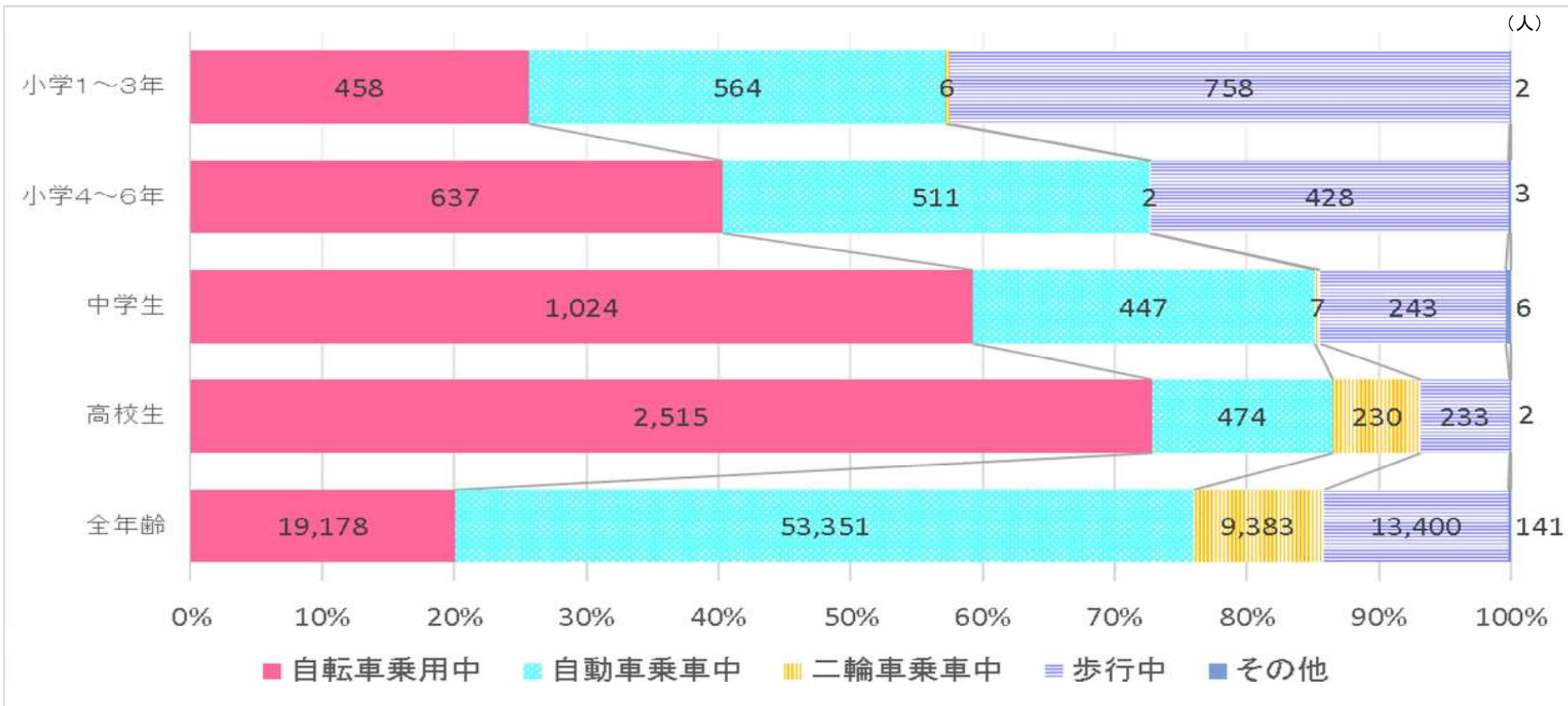


### 児童・生徒の自転車乗用中死者・重傷者数の推移



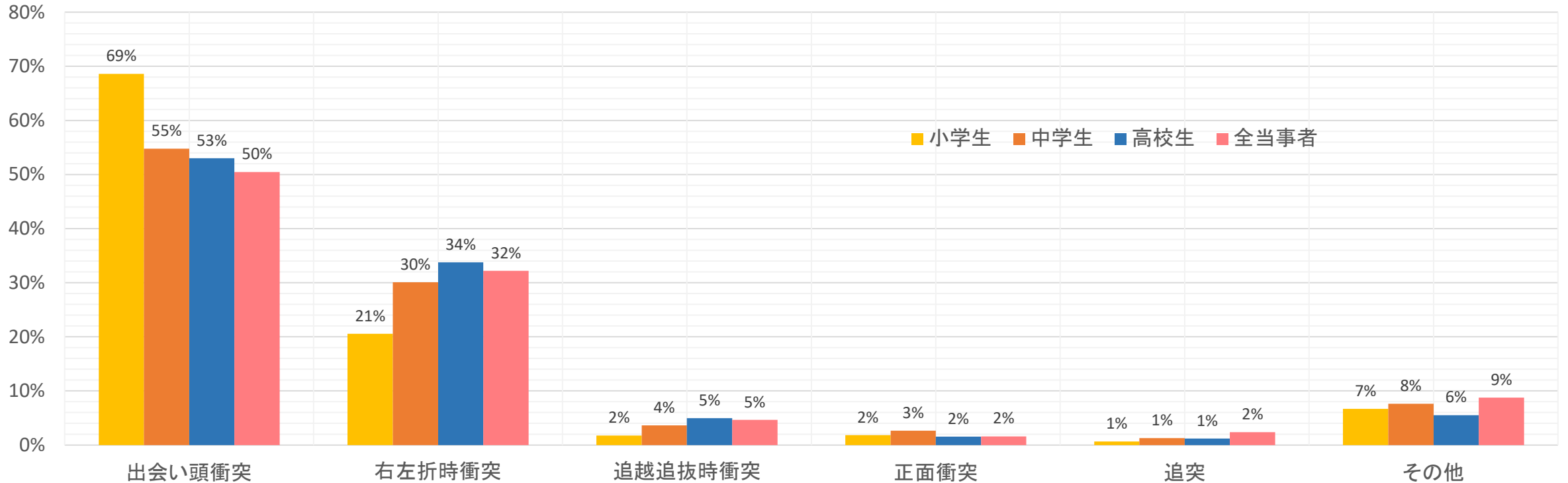
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
自転車乗用中 死傷者	高校生	705	719	645	549	521	550	555	555	493	443	469
	中学生	441	387	340	286	233	204	241	231	238	142	172
	小学生	465	404	377	343	289	271	276	216	226	183	194
うち 死者・重傷者	高校生	45	52	44	52	33	50	60	38	30	29	30
	中学生	29	34	38	31	23	22	22	25	20	18	17
	小学生	35	33	42	31	30	33	31	14	15	17	15

### 3 状態別死傷者の割合（平成29年～令和3年合計）



※高校生の事故死傷者のうち約7割は自転車乗用中です。

# 4 事故類型別自転車乗用中死傷者数（平成29年～令和3年合計）

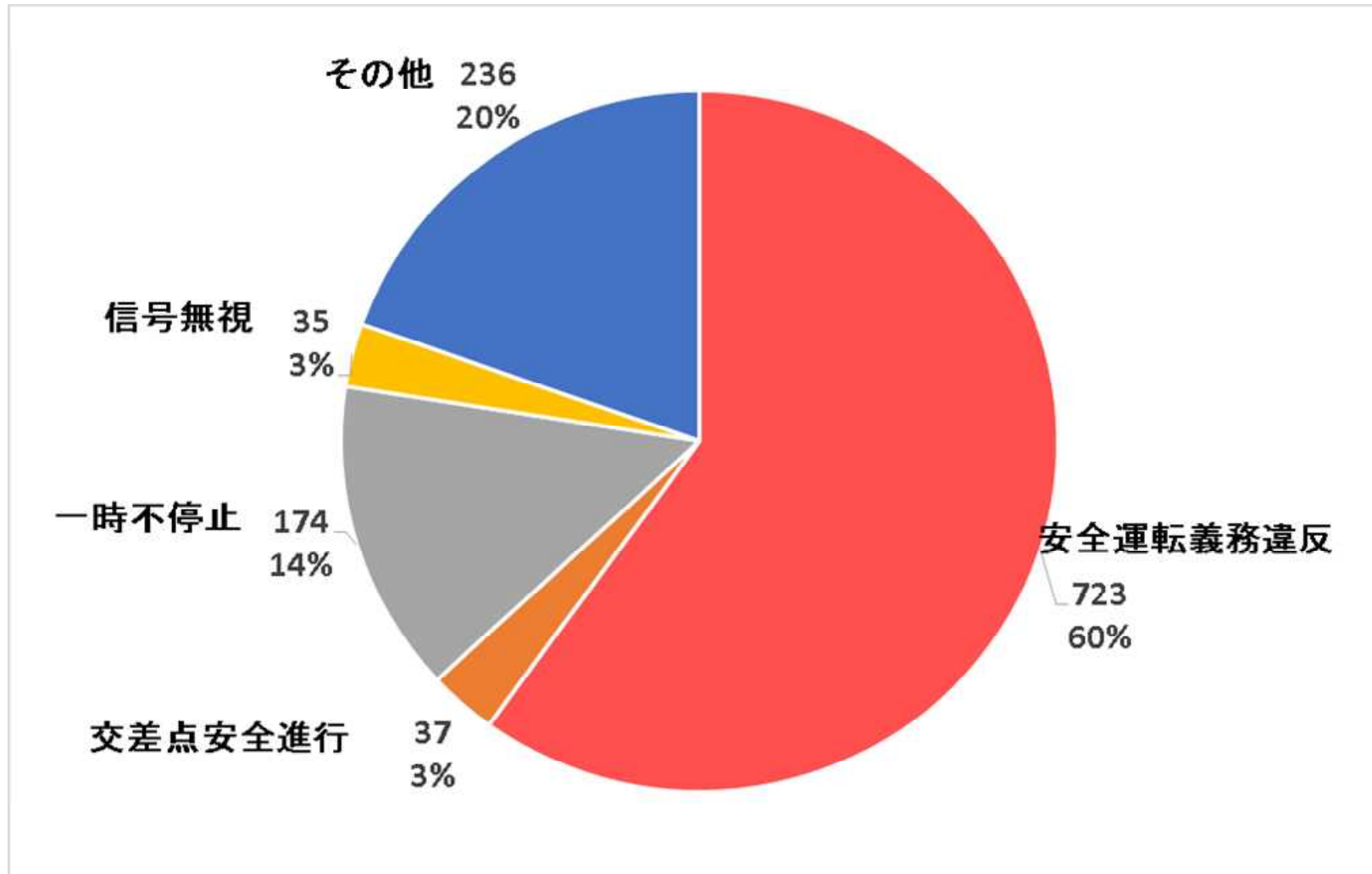


	小学生	小学生割合	中学生	中学生割合	高校生	高校生割合	全当事者	全当事者割合
出会い頭衝突	751	69%	561	55%	1333	53%	9680	50%
右左折時衝突	225	21%	308	30%	849	34%	6171	32%
追越追抜時衝突	19	2%	37	4%	125	5%	891	5%
正面衝突	20	2%	27	3%	39	2%	304	2%
追突	7	1%	13	1%	30	1%	452	2%
その他	73	7%	78	8%	139	6%	1680	9%
合計	1095		1024		2515		19178	

※小学生は、出会い頭衝突が約7割を占めています。

## 5 児童・生徒の自転車乗用中死傷者の法令違反状況 (平成29年～令和3年合計)

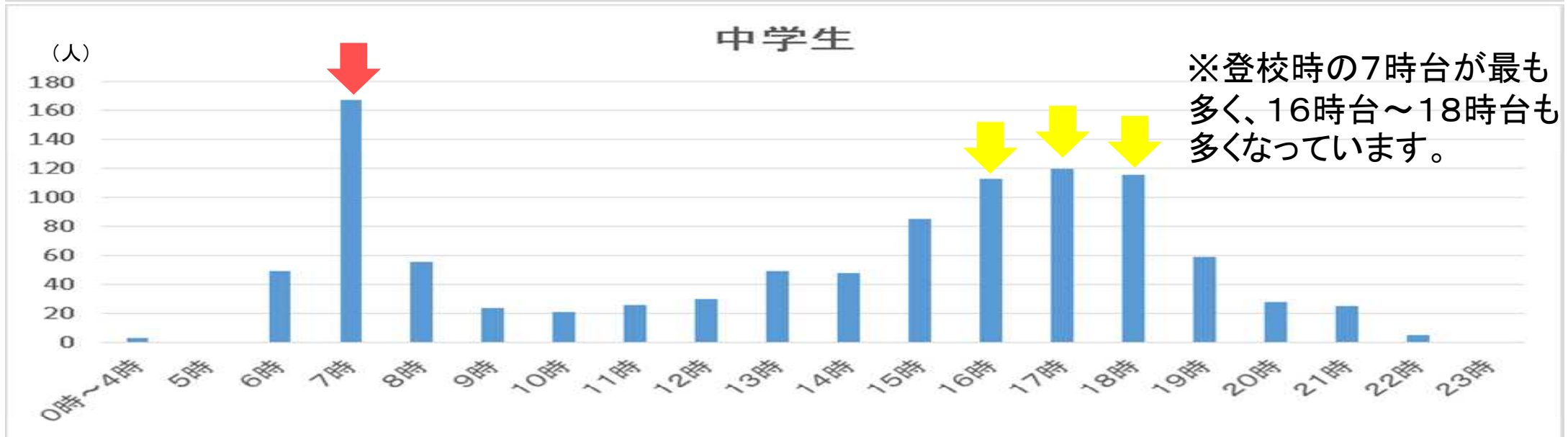
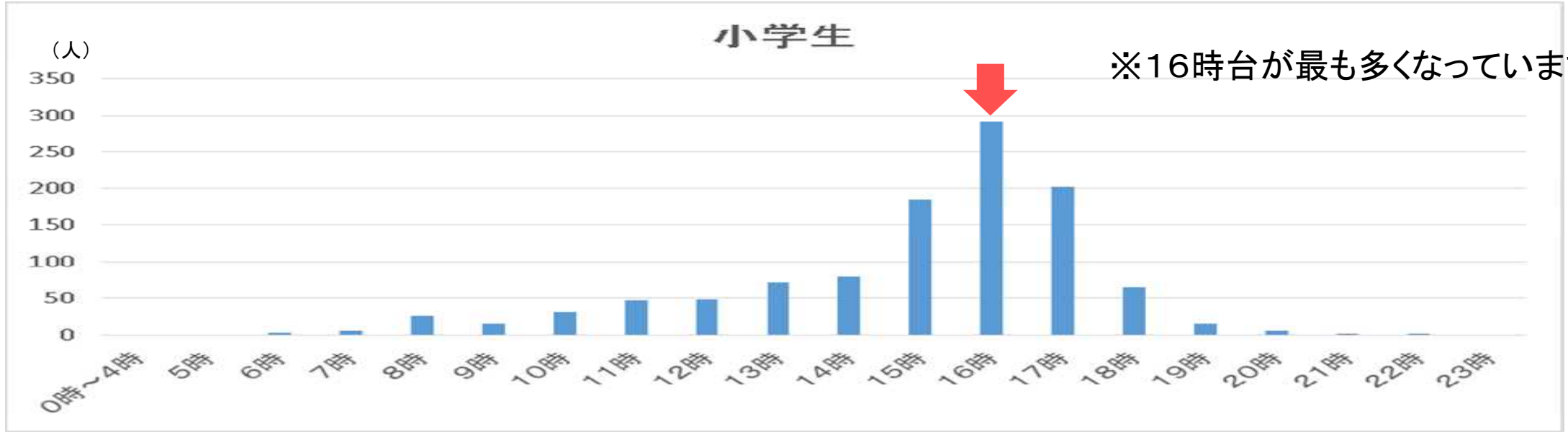
注:違反無しを除く



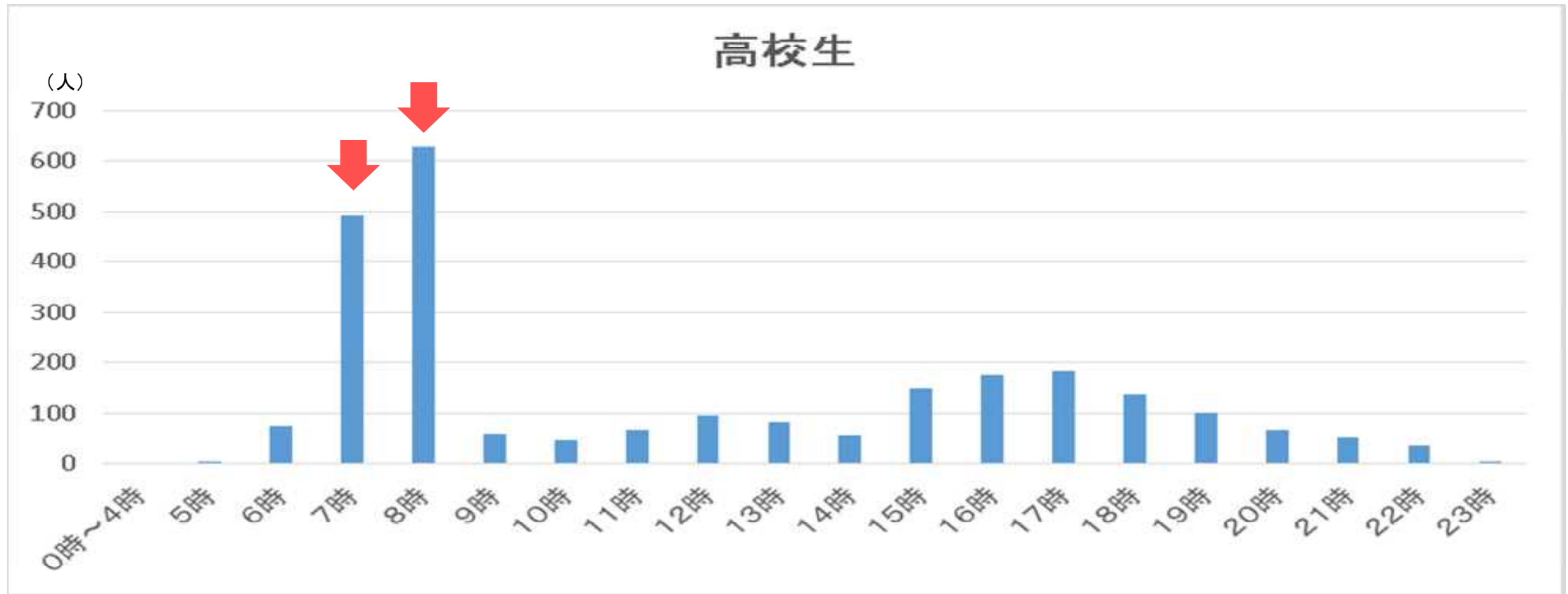
※ 自転車乗用中死傷者の法令違反は、安全不確認などの安全運転義務違反が最も多く、次いで一時不停止が多くなっています。



## 6 時間帯別自転車乗用中死傷者数（平成29年～令和3年合計）



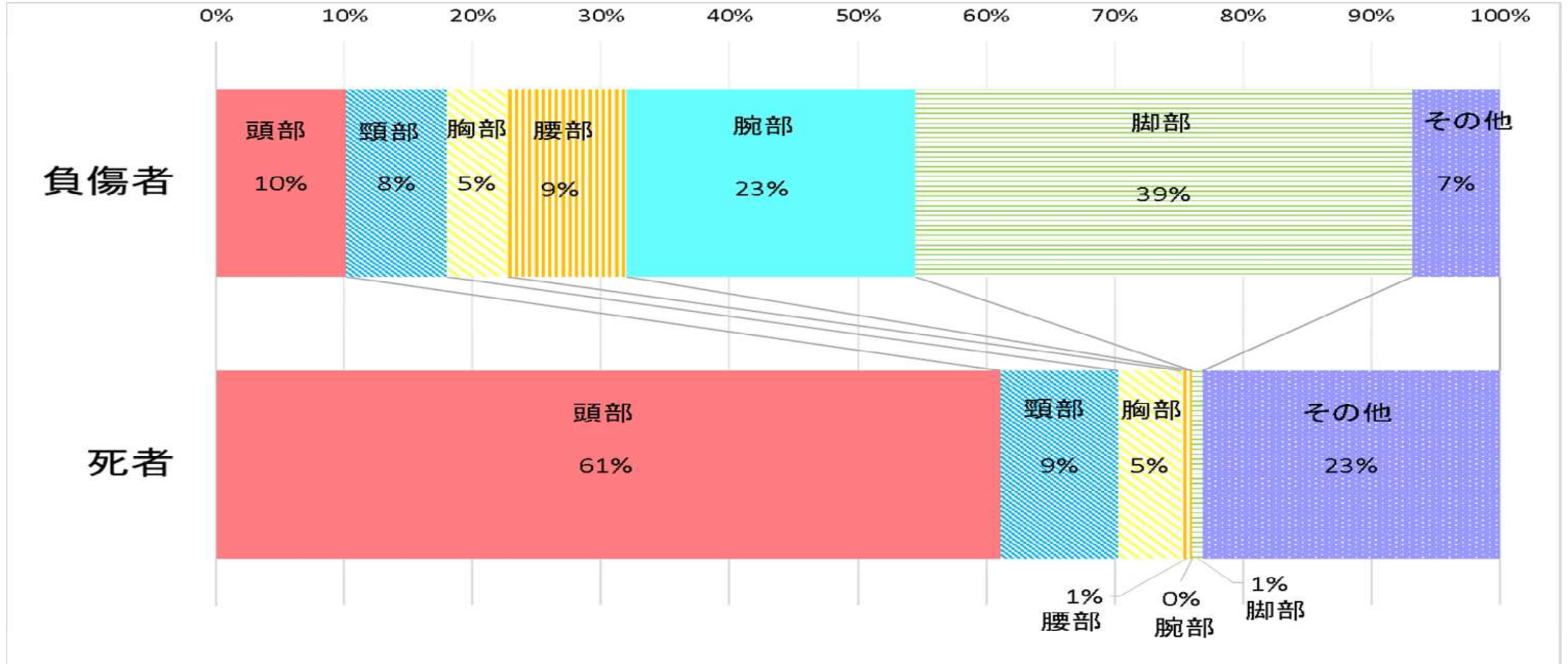
## 7 時間帯別自転車乗用中死傷者数（平成29年～令和3年合計）



※登校時の7時台・8時台が最も多くなっています。

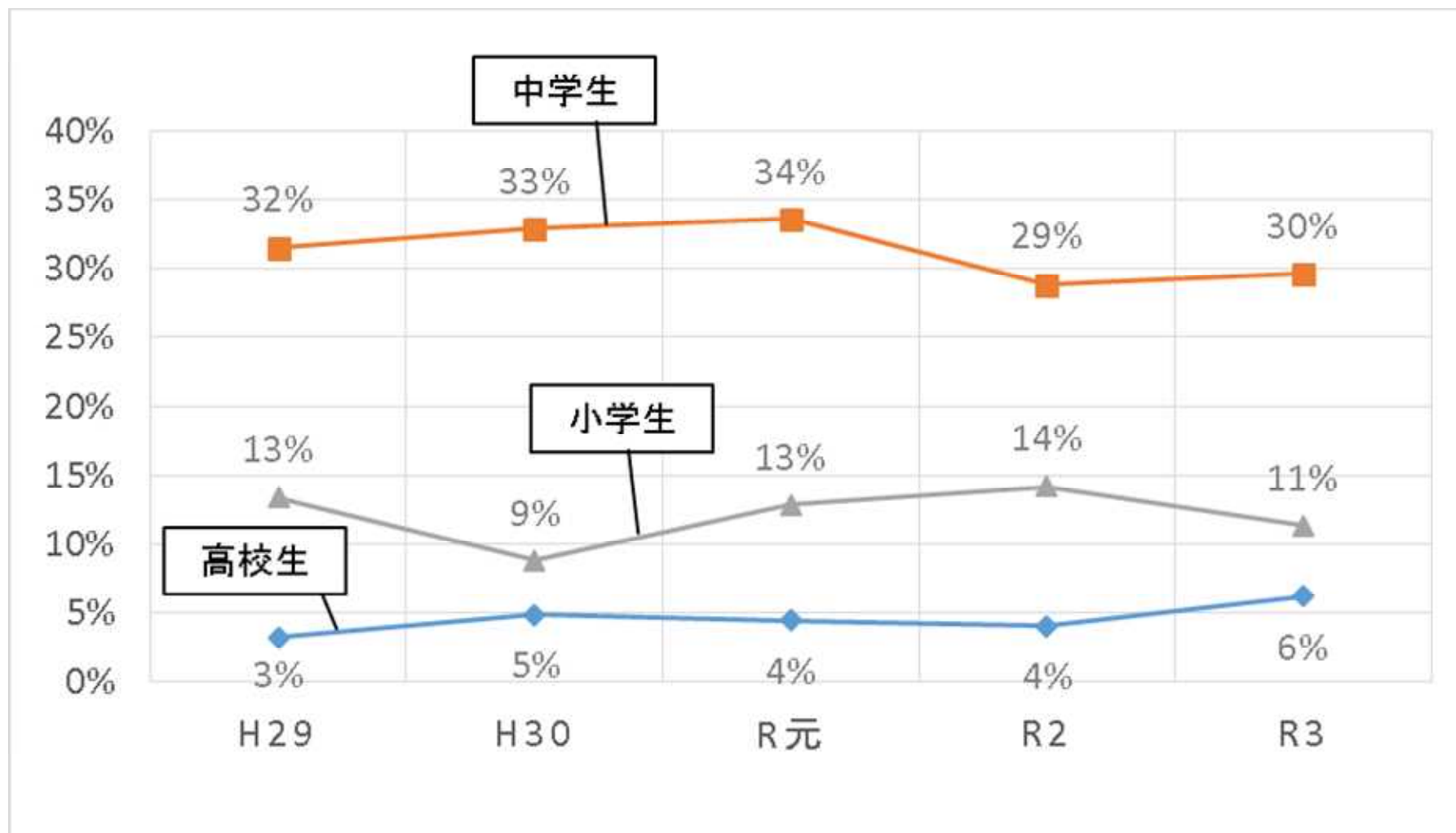
## 8 自転車乗用中死傷者の人身損傷主部位（平成29年～令和3年合計）

注：「人身損傷主部位」とは、損傷程度が最も重い部位（死亡の場合は致命傷の部位）。



※自転車乗用中の死者の約6割は頭部に致命傷を負っています。

## 9 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用数の推移（平成29年～令和3年）



※高校生のヘルメット着用率はわずかに増加していますが、1割以下となっています。

## 全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日: 公布日から1年以内の政令で定める日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

### ○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

## 新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日: 公布日から2年以内の政令で定める日)

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



### (1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度: 一般的な自転車利用者の速度 (時速20km以下)
- ・ 車体の大きさ: 長さ190cm × 幅60cm  
※ 普通自転車相当

### (2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限 (16歳未満の者は運転を禁止)、**運転免許は不要**
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、**原動機付自転車**に該当し、**原付以上の免許が必要**

### (3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行  
※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

### (4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、**着用は努力義務**

### (5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

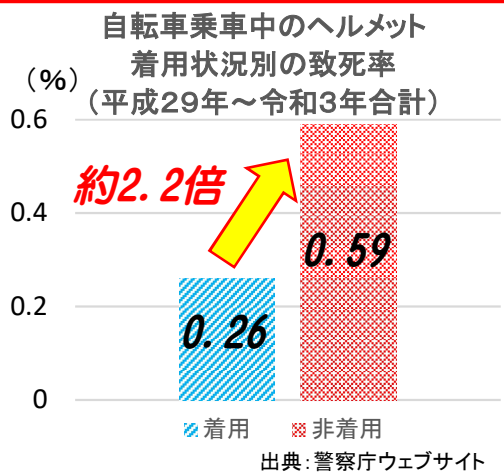
# すべての世代で ヘルメットの着用を！



令和4年4月に成立した、改正道路交通法により、**全ての自転車利用者**に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務になります。(1年以内に施行)



被害を軽減させる  
効果があります！



ヘルメットのデザインも豊富！

大人用ヘルメットは、ツバのついたタイプなど、おしゃれなヘルメットも増えています。自分の自転車スタイルに合わせて、ヘルメットを選んでみてはいかがでしょうか。

帽子タイプ



カジュアル  
タイプ



スポーツ  
タイプ



## 自転車とヘルメットはセットです！

千葉県警察